

滋 賀 県 立 大 学 人 間 文 化 学 部 研 究 報 告

人間文化

2015.3



BULLETIN
VOL.

38

●もくじ●

●論文

「持続可能な開発のための教育」における教育評価実践のあり方
に関する一試論

—オーストラリアのグローバル教育研究の成果を手がかりに—
／木村 裕… 2

「限界」化する山村における地域生活と住民意識（4・完）

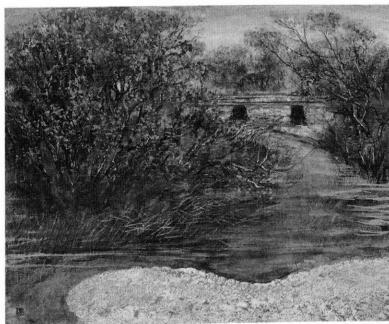
—静岡県旧磐田郡佐久間町における調査を通じて—
／丸山真央・石田光規・上野淳子… 14

湖東地域における複数村落による神社祭祀
／市川秀之… 28

●研究ノート

県立高校再編計画の決定とその後の展開
／大橋松行… 53

滋賀県における朝鮮人強制動員の記録(4)
—韓国における生存者の聞き取り調査より—
／河かおる… 62



●犬上川河口●

県立大学の指呼の位置する犬上川河口辺りは中州となり湖魚の産卵や野鳥の楽園となっている。また山から流れ来たり鳥が運んで来た植物も川辺林となり豊かな自然を形成して美しい。

サイズ 72.7 cm × 60.6 cm

画材 麻紙・岩えのぐ

絵と文／安土 優

■『人間文化』編集・投稿規定■

【編集規定】

1. 本誌は、滋賀県立大学人間文化学部の機関誌であって、原則として年2回発行する（10月末、3月末）。
2. 本誌は、論文、研究ノート、翻訳、資料、講演記録、エッセイ、人間文化通信、その他で構成される。
3. 本誌の掲載原稿は、投稿原稿と依頼原稿とからなる。
4. 投稿資格者は、本学部教員、元本学部教員、人間文化学研究院院生、同修了者・単位取得満期退学者、学部教員の依頼を受けた者および編集委員会が必要と認めた者とする。
5. 投稿者の選定および原稿の掲載・修正等の措置は、編集委員会の決定による。
6. 依頼原稿については、別途編集委員会で決定する。

【投稿規定】

1. 本誌に発表する論文等は、いずれも他に未発表のものに限る。ただし、学会・研究会等で口頭で発表したものについては、その限りではない。
2. 投稿原稿の締切等は、次の通りとする。
 - ・10月末発行のとき、原稿の締切は8月末とする。
 - ・3月末発行のとき、原稿の締切は1月末とする。
 - ・投稿予定者は、投稿の意思をそれぞれ7月末および12月末までに、編集委員に伝えるものとする。
 - ・なお、締切日までに原稿が提出されなかったときは、投稿を放棄したものみなす。
3. 人間文化学研究院院生は、指導教員を通じて投稿意思を編集委員に伝え、投稿するものとする。その際、投稿原稿に必ず指導教員等のコメントを付すものとする（1,000字以内）。
4. 投稿原稿の分量は、次の通りとする（日本語。日本語以外はそれに見合う分量とする）。
 - ・論文・研究ノート：24,000字以内（図表等を含む）。
 - ・翻訳：20,000字以内（図表等を含む）。
 - ・資料・講演記録：8,000字以内（図表等を含む）。
 - ・エッセイ：4,000字以内。
 - ・人間文化通信・その他：その都度、編集委員会で決定する。
5. 原稿は、ハードコピー（40字×40行）と電子媒体で提出する。

【付記】

- ・この規定は2012年度より実施する。



苗村神社三十三年式年大祭



滋賀県立大学